

大学共同利用機関法人自然科学研究機構建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要領

平成16年4月1日  
機 構 長 決 定

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における建設工事等に係る適正な施工体制の確保等については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年規程第25号）その他の規程等又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(法令等との関係)

第2 この要領の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及びこれに基づく関係法令等を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第3 機構は、政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年閣議決定。以下「適正化指針」という。）に配慮するものとする。

(適正な施工体制の確保等)

第4 工事現場における適正な施工体制の確保等については、工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成13年文部科学省大臣官房文教施設部長通知13文科施第62号）の通知を準用するものとする。

(施工体制の点検要領の運用)

第5 工事現場における施工体制の点検については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について（平成14年文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室長通知13施企第34号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「契約担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(工事成績評定要領)

第6 工事成績評定要領については、工事成績評定要領の改正について（平成20年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知19文科施第370号）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省発注工事請負等契約規則による監督職員及び技術検査要領による技術検査職員とする。」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構監督事務実施要領第2による監督職員及び大学共同利用機関法人自

然科学研究機構検査事務実施要領第2第1項による検査職員とする。」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(工事成績評定の実施)

第7 工事成績評定の実施については、工事成績評定実施規程の一部改正について(平成22年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知21施企第57号)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中三(一)「監督職員は、文部科学省発注工事請負等契約規則別記第1号の工事請負契約基準第9に定める監督職員とする。」とあるのは「監督職員は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構監督事務実施要領第2による監督職員とする。」と、三(二)「技術検査職員は、技術検査要領第3に定める技術検査職員とする。」とあるのは「技術検査職員は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構検査事務実施要領第2第1項による検査職員とする。」と、その他「技術検査職員」とあるのは「検査職員」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(工事成績評定評価委員会等の設置)

第8 機構は、第7に規定する通知の定めるところにより、工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)及び工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。ただし当分の間、これに代えて文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置される評価委員会又は審査委員会に審議を依頼できるものとする。

(技術検査要領の運用)

第9 建設工事の技術検査については、技術検査要領の制定について(平成19年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知18文科施第625号)及び技術検査要領の運用について(平成19年文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知18施企第67号)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」と、「会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構契約実施規則第41条第1項」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と読み替えるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第10 適正化法に基づき発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施工体制台帳の整備要領については、施工体制台帳の作成等についての改正について(平成13年文部科学省大臣官房文教施設部長通知13国文科施第3号)の通知を準用するものとする。

(一括下請負の禁止)

第11 機構が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(平成13年文部科学省大臣官

房文教施設部長通知13国文科施第2号)の通知を準用するものとする。

(暴力団排除)

第12 機構が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、建設業からの暴力団排除の徹底について(昭和61年文部省大臣官房会計課長通知国会第95号)の通知を準用するものとする。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第13 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システム合理化指針について(平成3年文部省大臣官房文教施設部長通知国施第6号)の通知に配慮するものとする。

(「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」)

第14 機構における工事の請負契約の監督及び検査については、「工事監督技術基準」及び「工事検査技術基準」について(平成23年文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知22文科施第726号)の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中「文部科学省所管」とあるのは「大学共同利用機関法人自然科学研究機構」と、「契約担当官等」及び「支出負担行為担当官」とあるのは「契約事務責任者」と、「官職」とあるのは「役職」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年12月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月20日から適用する。